



いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2021
7.13
no.168

Report

かすかべ子ども食堂「ひなた」の 新型コロナウイルス感染症の中での活動

特定非営利活動法人 地域子ども共育ステーションハッピーサークルサイクル
代表理事 猪狩氷青

1

第20回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

① 学習サポート教室 DO-YA・体験活動 DO/CO の活動報告

NPO法人クロスベイス

3

② トランスジェンダー生徒交流会夏のキャンプ2019 報告

トランスジェンダー生徒交流会

9

③ 高校生1万人署名活動 東京支部 2019年12月18日ワークショップを実施

高校生平和大使を支援する全国連絡会

12

World trends

Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2020.12~2021.3)

ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二

16

Information

9/10 子どもの人権連 第36回総会・学習会

30



かすかべ子ども食堂「ひなた」の 新型コロナウイルス感染症の中での活動

特定非営利活動法人 地域子ども共育ステーションハッピーサークルサイクル

代表理事 猪狩氷青

● マスクを配布しようよ

今回は、新型コロナウイルス感染症で密を避けるため、いつも通りにみんなで夏休みの宿題はできませんでしたが、子どもたちとみんなでアイデアを出し合って一緒に活動をしました。

第一回目の無料配布会となったきっかけは、子ども食堂ひなたに集まる子どもたちから、学校で使うマスクがたりないから、街の人に協力してもらい「アベノマスク」を使わない人から集めたいとの意見があり、街のお店に協力してもらいマスク集めのボックスを子どもたちと作り、お店に置いてもらえないかと子どもたちと周りました。

そのおかげでたくさんのマスクが集まり、みんなに配布会しようということになりました。すると予想以上に100人以上の子どもたちが受け取りに集まりました。

その後、「マスクだけでなく、おうちにいる子ども達にお菓子を配ったら喜ぶと思う」と言う子どもたちの意見があり、街の人たちに協力してもらいたくさんのお菓子を集めて配布すると、また100人以上の親子が集まりました。

「ひなたの開催がなくて寂しい」といふようなところで子どもたちに会うとそう言った声が多く、また、「おうちにずっといて、お母さんがご飯作るのすごく大変そうだ」と話す子どもも何人かいました。お母さんの大変さをどうやったら減らせる?と話し合った結果、地元の飲食店で子どもにだけ無料で一食分の食事の提供をしてもおうと会う企画が上がり、みんなで食事券のチケットを作ったり、飲食店さんのご協力を得て、配布会でチケットを配って、たくさん子どもたちが自分でレストランに行きテイクアウトの食事をもらってくれました。

子どものために子どもが考えるアイデアは本当にどれも確実に実用性があり本当に必要とされていることばかりでした。まだまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず食堂の開催は難しいですが、子どもたちと一緒にいろんな支援の方法を考え、今後の活動に取り入れていきたいと思っています。今回も子どもたちのアイデアに大変勉強になりました。





① 学習サポート教室DO-YA・ 体験活動DO / COの活動報告

NPO法人クロスベイス

1 はじめに

クロスベイスは「差別と貧困をなくしともに生きる社会をつくる」ことをビジョンに掲げ、2017年4月に大阪市生野区にある大阪生野コリアタウン（御幸通商店街）内に事務所を開設し、活動を始めた。主な活動として①家庭環境（経済資本、文化資本、社会関係資本）のちがいが子どもの教育格差につながらないように学習サポート教室を運営すること、②多様な人との出会いや学びを体験する場をつくること、③「差別と貧困」を許さない多文化共生のまちづくり、にとりくんでいる。

2 活動の背景

<多文化化が進む大阪市生野区>

当法人の活動拠点がある大阪生野コリアタウンは、年間200万人以上の来街者を誇る大阪でも有数の個性的な商店街である。新型コロナウイルス禍で、今年3月から厳しい営業状況を余儀なくされたが、5月末現在客足は急速に戻りつつあるようだ。

一方で商店街周辺をはじめ生野区全体では、多国籍化・多民族化、子どもの貧困化、超少子高齢化などの深刻な社会課題に直面している。同区の外国籍住民数は約2万8千人に上り、その人口比率は20%を越えて全国の都市部の自治体で第1位だ。同区は66か国の外国人が定住する多国籍・多民族のまちへと大きく変わろうとしている。

<「課題先進エリア」のまち>

格差社会と子どもの貧困問題が社会的な関心を集める中、同区の経済的な困窮家庭の子どもに支給される就学援助率は32%（2018年）であり、全国平均の2倍以上に上る。また、数年後には西部地域にある12の小学校が4校に縮小再編されることがすでに決まっており、再編時期と学校跡地活用などについて協議が本格化している。急速な少子化と空き家の増大（同区の5軒に1軒以上）による地域コミュニティの空洞化が懸念されている。生野区は、近未来の日本社会が抱える社会課題が凝縮されている「課題先進エリア」と言える。

3 活動の内容（2019年4月～2020年3月末）

○学習サポート教室 DO-YA 活動実績

のべ実施日数（日）	118回
受講生数	40人 小学生12人・中学生28人
ルーツ	8か国・地域

○学習サポート教室 DO-YA 活動実績

実施回数	10回
のべ参加者数	156人

<学習サポート教室 DO-YA（どおや）の運営>

2017年8月から貧困家庭や多文化家庭の子どもたち（小4年生～中学3年生）の学力や進学などの教育格差の是正をめざして活動している。自己肯定感を育みながら将来地域コミュニティの担い手にも成長して欲しいと考えている。現在は毎週月曜日・水曜日・木曜日の3回、予習中心の個別指導学習による学習サポート活動とともに対話・相談活動も並行しながら実施している。2019年12月には、生野区内の東部地域に2教室目の拠点を増やした。

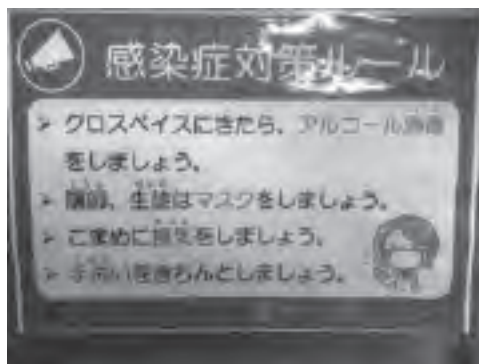
2019年3月現在、25人の小中学生が参加していたが、この1年間で40人となった。日本、韓国、ベトナム、中国、ネパール、スリランカ、フィリピン、タイの8カ国にルーツを持つ子どもたちで、不登校の子どもたちも参加している。文化的背景、日本語能力や母語、そして学力や経済格差の違いなど実に多様な子どもたちが集まっている。2020年初めから新型コロナウイルス禍の影響が広がる中でも、感染症対策に配慮しながらも、厳しい家庭環境にある子どもたちが社会的孤立に陥らないように対面型の分散開催で活動を継続した。



■活動報告事例① 新型コロナウイルス禍の中でも、学習サポート教室は分散開催で実施

新型コロナウイルスの猛威が続く中で緊急事態宣言が延長され、大阪でも学校の休校が5月末まで続きそうです。大阪市生野区で貧困や多文化家庭の子どもたちの学習支援活動をしているクロスベイスでは、この間も感染症対策に気を配りながらしんどい家庭の子どもたちの学習サポート教室を続けています。

マスク着用、アルコール消毒、換気などの感染症対策の徹底、また、子どもたちが密集しないように時間をずらした分散開催をするなど工夫しながら、週1回の直接対面で学習支援活動を行っています。子どもたちも「もう家にいるのは飽きた。ストレスたまる〜。外に出るのはクロスベイスにくるときだけ」と。日本語指導を受けている外国ルーツの子どもたちは家の中にいると、覚えかけの日本語も忘れてしまいます。巷で喧伝されるオンライン学習も、厳しい家庭環境や日本語指導が必要な子どもたちには効果的ではありません。それ以前に解決しなければならない課題が多すぎます。



一方で、人情味あふれるまち生野区では地域で暮らしている人々による相互扶助もまだ生きています。スリランカ出身の親は仕事に就くことができません。普段から協力関係にある近くの居場所を提供する一般社団法人が仲介してくださり、そこで週1回のスリランカカレーのテイクアウトが始まりました。先日、事務所をのぞくと親子が生き生きと働き、口コミで50食が完売していました。今日は生野区役所の職員が、わざわざ地域の方々の手作り布製マスクを仕事のついでに子どもたちのために届けてくれました。教室に参加していたフィリピンルーツの子どもたちが「かわいい!」と言って、嬉しそうにそのマスクをリュックに入れていました。また生野コリアタウンの商店主の方から「必要な子どもたちに分けてあげて」と、レトルト食品を提供されました。

困難に直面しているときこそ、こうした小さな行動や親切が、心に染み入るものです。生野のまち、やっぱりイケてるまちです。これを書いている横でもクロスベイスのスタッフが、まだ学校でまともな勉強をしたこともない地元の中学生と1対1の対面で5時間もずっと学校の宿題を勉強しています。小さな努力を続けたいと思います。

＜体験活動 DO/CO（どこ）の実施＞

厳しい家庭環境にある子どもたちが「広い世界、異なる他者、未知なる自分」を発見し、自分の将来を考えるきっかけを提供することを目的に行われている。ロールモデルとなるような人との出会いや、できるだけ子どもが主体となるような内容・運営を心掛けた。2019年度の同活動の実施実績は以下の表の通り。

またイベント型、探究型、知識型の3つのタイプにわけ、それぞれ異なる目的をもって実施することとなった。以下の通り。

タイプ	マーク	目 的	主な対象
イベント型	★	クロスベース参加者の裾野を広げ、学習サポートにつなげる	クロスベース初参加者 潜在的な DO-YA 受講生
探究型	●	少人数で、時間をかけ、子どもの主体的参加の機会となる	学習サポート教室参加者 や地域団体につながっているコアメンバー
知識型	◆	- 自分や他者を大切にするための社会的知識を本格的に学ぶ - 親子参加可能とすることで、クロスベースに保護者層が足を運び団体・活動の周知を行う場とする	中学生と保護者

実施月	企画内容	タイプ	参加人数
5月25日（土）	猪飼野せんべい販売プロジェクト	★ ●	15
6月23日（日）	学校では教えてくれない、生きるための労働法	◆	8
7月29～30日	夏キャンプ（私市）	★	30
8月11日（日）	学校では絶対に教えてくれないお金のこと	◆	14
8月18日（日）	製薬会社の研究員になってオリジナルハンドクリームを作ろう	★	27
9月15日（日）	猪飼野せんべい販売プロジェクト 猪飼野ナビゲーター学習編	●	5
10月27日（日）	猪飼野ナビゲーター実践編 せんべい販売プロジェクト	★ ●	30
11月3日（日）	大学キャンパスツアー近畿大学東大阪キャンパス	★	20
12月15日（日）	詩のワークショップ 1	●	4
2月29日（土）	詩のワークショップ 2	●	3
3月29日（日）	英語体験活動 （京都アメリカ大学コンソーシアムとの協働）	★	中止

■活動報告事例② 製薬会社の研究員になってオリジナルハンドクリームを作ろう。

8月18日(日)、体験活動 DO/CO で「製薬会社の研究員になって、オリジナルハンドクリームを作ろう!」が御幸森会館にて開催されました。保護者・スタッフを含めて27人が参加しました。

今回は、製薬会社の社内有志で、生野区での地域貢献活動を行うプロジェクト「生P(いっぴー)」と繋がることができ、実施にいたりしました。

製薬会社の生Pは、これまでも生野区内のイベントでハンドクリーム作りの体験活動を実施してきました。製薬会社研究員の方が、一からハンドクリームについて教えてください。そして今回のクロススペースとの企画は、対象の年齢が小学4年生～中学生ということもあり、一歩進んだ内容に挑戦しました。それは、実際に製薬会社も行なっている新商品開発の方法を使って、オリジナルのハンドクリームを考えてみることに!どんなハンドクリームが生まれるでしょう?

まずはハンドクリームの基本、どんな仕組みで作られているのかを学びます。ハンドクリームは、水と油を混ぜたものがベースになりますが、水と油はそのままでは混ざりません。実際に色のついた油と、無色透明の水が入った瓶を振って実験。どんなに混ぜても、すぐに分離してしまいます。

そこで登場するのが界面活性剤。これを加えて良く混ぜると、水と油が混ざるようになり、乳白色のクリームができます。いざ実験!



しっとりしているタイプと、うるうるタイプのもの、どちらかを選んで試作。混ぜた時の急激な変化にみんな驚いていました。自作のクリームを塗って、触感や香りを比べ、気づいたことをワークシートに記入します。まさに実験!

実験の後はいよいよオリジナルのハンドクリームを考えます。商品開発の一番初めの部分であり、そして最も大切なアイデアの部分、と製薬会社研究員のまっすーさんが説明します。「プロダクトシート」に、どんなハンドクリームがあったらいいか、誰に向けた商品か、そして商品名を記入します。

参加者は、身近な人や、困りごとから新しいハンドクリームを発想していきました。火傷になりにくいハンドクリームを考えた子は、料理を作るお母さんがついさっき火傷をしてしまったから思いついたそう。スポーツをする人でも使いやすい、手汗を抑えてくれるハンドクリームも。間違っ

て食べてしまっても大丈夫なハンドクリームは、子どもと遊ぶのが好きな中学生が考えました。

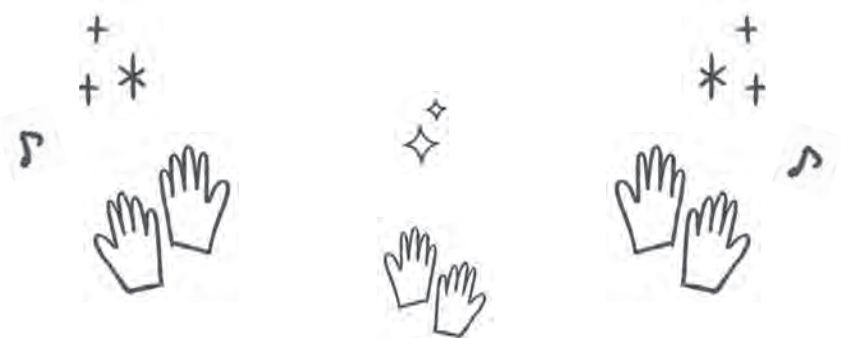
最初はなかなか思いつかない、という人も、研究員さんが少し対話をする、最後にはすごく面白いアイデアになっていました。山登りが好きな人に向けた、山の香りがするハンドクリームです。他にもユニークで豊かな発想がたくさんあって、大人は感心しきりでした。

最後に、みんなに向けて自分のオリジナルハンドクリームをプレゼンします。まっすーさんは、まさかこんなに子どものアイデアがすごいと思っていなかった、と驚いていました！本気でみんなのアイデアの良いところを褒めていて、子ども達も嬉しそうでした。

4 課題と展望

学習サポート教室については、3年間の活動を通じて運営体制を整備することができた。また、地域の学校や行政との信頼関係も構築することで、厳しい家庭環境にある子どもたちの学習支援と居場所の役割を一定果しえた。子どもたちとの対話も丁寧に実施し、主体性を尊重する教室運営に注力してきた。基礎的な学力向上に加えて、新型コロナウイルス禍も含め、ますます不確定な時代の中で、子どもたちの生き抜いていく力をどのように育むことができるのか、その本質的な問いを原点にしながら試行錯誤を積み重ねていく。

体験活動については企画・運営・総括の過程において、継続して子どもたちが、主体的な形でとりくめる内容・体制を準備していくことが必要だ。そのためには3か月から半年をかけた準備期間とともに、サポートするための大人の運営陣形を計画的に整備していく必要がある。特に「探求型」体験活動は質の高い準備段階が求められる。そのためには、体験活動の年間実施回数についても来年度以降は再検討をしていく。





②トランスジェンダー生徒交流会

夏のキャンプ2019報告

トランスジェンダー生徒交流会世話人 土肥いつき

2006年から開催しているトランスジェンダー生徒交流会ですが、2015年から新たなとりくみとして夏に遠出（以下、キャンプ）をすることにしました。目的地の条件は泳げる場所があることです。その理由は自分が着たい水着で自由に水遊びをするためです。出生時に割り当てられた性別と同じ性自認を持つシスジェンダーの子どもたちにとっては当たり前に行えることが、トランスジェンダーの子どもたちにとってはとても難しいことなのです。例年は舞鶴に行っていましたが、昨年度は子どもの人権連の助成を受け、マイクロバスを借りて高知に行きました。それがとても好評だったので、今年度は、邑南町の皆様のご好意で島根県に行くことになりました。ちなみに、昨年度は大型免許を持っている友人に運転を依頼しましたが、今年はその友人の都合が悪いことがわかったので、交流会の卒業生と私がゴールド免許の8トン限定を解除して、ふたりで運転することにしました。

集合は7月13日の朝、大阪市内です。今回は、遠く三重や関東からの参加もありました。三重からの参加者は、早朝にもかかわらず、わざわざ保護者の方が車で送っていただきました。関東からは始発の新幹線で来られました。29人乗りのマイクロバスは満席です。いかに子どもたちがこのキャンプを楽しみにしてるかが伝わってきました。

邑南町に到着したのは3時頃。あいにくの小雨でしたが、子どもたちは雨なぞものともせず川遊びです。初めのうちは、おずおずと川を歩くだけでしたが、やがてガマンしきれず水着に着替える子やそのままの服で水の掛け合いをする子、さらには巨大な水鉄砲で遊びはじめる子が出てきました。気がつくと、大人も混じってみんな濡れ鼠になりました。水遊びが好きなのはシスジェンダーもトランスジェンダーも変わりません。



ここでトラブル発生です。なんと、今回宿泊させていただく公民館にはお風呂がないことが判明したのです。みんなにその話をすると大ブーイングです。なんでも近くに大浴場があるとのこと。みんなに「行く?」とたずねると「行く!」と即答しました。が、それはその時の勢いです。時間がたつにつれ、だんだんみんな不安になってきます。「どうしよう」「こわい」。他の交流会であれば何の問題もありませんが、トランスジェンダー生徒交流会にとってはお風呂は最難関の課題です。それでも今回受け入れてくださった地元の方の協力のもと、なんとかみんなで大浴場に行くことができました。本当に感謝です。

お風呂から帰ってきたら、すでに焼肉の準備ができています。地元の方は地元のおいしいお米を炊いて、おにぎりを握ってくださっていました。子どもたちはお腹いっぱいなるまで肉を食べ、大人はビールを飲みながら語り合ういつものキャンプの夜です。やがて、大人たちは寝ますが、子どもたちは寝るはずもありません。実は交流会のキャンプは就寝時間や起床時間は決まっていません。普段子どもたちは、それぞれの地域や学校にたった1人しかいないトランスジェンダーです。このキャンプは、そんな子どもたちが年に1回、一晩友だちと一緒に遊べる数少ない機会なのです。だから、思いっきり遊び語りあってほしいと思っています。私たち大人は体育館の片隅にシュラフを敷いて寝ていましたが、体育館の反対側で何やらゴソゴソ話をしている子どもたちの姿がありました。



翌朝、地元の方や卒業生がつくってくれた朝ご飯を食べたら、なにやらみんなが体育館に集まりはじめました。どうやら全員でドッジボールをしたいと言っているようです。そこで、みんなで「大人げないドッチボール大会」の開催となりました。本気でボールを投げるトランスジェンダーのお姉さんの姿を見て「勝てへんわー」と感心するトランスジェンダーの男の子。キャーキャー逃げまわる小さなトランスジェンダーの女の子。卒業生 vs 現役生では、卒業生が本気になったものの、歳には勝てず現役生に圧倒されました。

最後にみんなで記念写真を撮って、またまたマイクロバスに乗って大阪へ向かいました。帰りのバスの中では一同爆睡です。思いっきり遊んだ満足感がバスの中に漂っていました。

来年は鳥取県大山町でキャンプを開催します。どんなことが起こるのか楽しみです。

最後に、参加者の感想を掲載します。

私は初めてトランスジェンダー交流会にきたのは8年前の幼稚園の時でした。今は中1になりました。女の子として中学校に通っています。

小さい頃は交流会に年4回必ず行っていましたが、最近は部活動や、親も忙しくして行けない日も多くなりました。でも夏のキャンプだけはなんとか毎回出席して今年で4回目です。

キャンプでは毎回奇跡のような素敵な出来事が起こります。たとえばいつもは水着姿で堂々と過ごすなんてなかなかできませんが、キャンプではみんなでビーチで安心して好きな水着姿で遊べました。水着姿で自由にいられるなんて最高でした！

今回のキャンプで起きた奇跡は大浴場に入れたことです。今までは大浴場や銭湯に入ることなんて小さな頃から絶対にできませんでした。けれどキャンプでみんなが入るのを見ていたら少しだけ私も入ってみようと思えました。そして人生で初めての大浴場を体験しました。少しドキドキしつつもとても気持ち良かったです。

その他にも楽しいことが沢山あります。みんなで食事の用意もします。野菜を切ったり、うどんを打ったこともありました。家でお手伝いする子もしない子も、交流会ではみんなで作らないと食べられません。みんなで作った料理をいろいろな話をしながら食べることは最高に幸せで、いつもとても美味しいです。

夜は肝試しもしました。大自然の中の肝試しは怖すぎて私は正直苦手ですが、みんなが行くといつて行ってしまいます。寝る時は広い部屋でみんなで並んで寝ます。寝袋を並べて、人数が多いときはひしめき合って寝ますが不思議と安心して朝までぐっすりです。

他ではできない経験を交流会のキャンプで沢山してきました。それは全て代表のいつきさんをはじめ、宿泊先でサポートしてくださる方や、先輩のメンバーのお世話のおかげです。私もそろそろちょっとずつお世話する側になっていきたいです。そしてまた来年も楽しい奇跡の体験ができることを期待しています。





③ 高校生1万人署名活動 東京支部

2019年12月18日ワークショップを実施

高校生平和大使を支援する全国連絡会

2019年12月18日、高校生1万人署名東京支部で、「メンバーの確保」「署名活動の知名度の向上」「核・平和を考えてもらう」ことを目的にワークショップを行いました。

全体で約20人の高校生が参加し、署名活動のOGである大学生も複数人参加するなど、会議室は参加者でいっぱいになりました。これまでに署名活動に参加したことがある高校生のほか、学校の友人に誘われて参加した子、御茶ノ水駅前で行っている署名活動の際に声を掛けられ興味を持って参加してくれた子、Facebookのイベント告知を見て自ら応募して参加してくれた子など、参加動機は様々です。

ワークショップは、二部構成にし、一部では「署名活動の説明」「第22代高校生平和大使による帰国報告」を行い、二部では「【戦争】をなくすための9つの方法」というアクティビティを行いました。企画運営側の高校生スタッフのほか、参加者の感想も組み合わせながら、報告させていただきます。

ほとんどが初対面同士で、緊張の中、開始時間となりました。

まず初めに、「署名活動の説明」については、具体的にどのように署名活動を行っているか、活動を始めたきっかけなどを含めて、平和な世界をめざすという強い意志を持って署名活動に取り組んでいることを報告しました。実際に署名活動を行っている場所やその姿など、写真を使って、視覚的な工夫も考えて行いました。「こんなことをして何の役に立つの」などと意見して来た方も、それでも署名はしてくれたということで、多少なりとも私たちの署名活動に対して、「期待」を持っているのではないかと感じたこともあります。署名活動をしていて辛かったことよりも、励ましや応援の言葉の方がずっと多いという報告となりました。

【今回、私たちにとって初めての試みの企画で不安なことだらけでした。準備の段階から限られた時間の中で自分にできることを精一杯やり切れた気がして前日は会が楽しみでした。第一部の署名活動説明会は、自分の活動を始めたきっかけ、今、何を思っているか、みんなに伝えたいことなどを、前日の夜遅くまでスマホ片手にパソコンを叩きながら考えたことを全て出し切れた気がしています。】

次に「第22代高校生平和大使による帰国報告」については、PowerPointにて数多くの写真を

表示し、2019年の8月に欧州に行って、どのような交流を行い、どんなことを感じたかを報告しました。高校生平和大使は、国連に署名を届けるだけではなく、国際赤十字やYWCA、UNIなど、核兵器廃絶などを掲げ平和活動を行っている団体への訪問、交流を行っています。報道などで取り上げられる華やかな場面だけではなく、訪問中に苦労したことや、交流の中から感じたこと、責任の重さを実感したことなど、気持ちのこもった報告となりました。

【今回は22代平和大使として帰国報告も行わせていただきました。参加者の皆様のアンケートの中には私の話が印象に残ったという声も幾つかあり、思わず頬が綻んでしまいました。しかしながら、私の中ではまだまだ反省点だらけです。私がスイスで学ばせていただいたことをより多くの皆様の心に届け、響かせることができるように、今後も言葉を磨き続けていく所存です。】

一部の最後には、高校生平和大使OPの大学生からも発言をしてもらいました。経験談を通して「いま目の前で起きていることを当たり前のことと感じず、何事にも疑問を持って取り組んでいて」というアドバイスをいただきました。

一部では主に参加者に情報を発して受け取ってもらうという形で進めましたが、二部では、双方向の交流を意識して内容の組み立てを考えました。

二部の最初は、自己紹介から始まりました。「いま興味・関心のある事」のほか、「100万円あったら何に使う」という自己紹介をする上でのお題に対し、戸惑いつつも個性あふれる自己紹介が続き、緊張していた雰囲気も心なしか、和やかなものへと変わっていきました。

その後のワークショップでは、「平和について私たちが出来ること」というテーマを念頭に、普段の街頭署名や広島、長崎訪問などを経験し、感じたことを広めていかなければいけないという思いから発案し、企画しました。広報作業や発言する内容・台本のまとめまで、各自が得意とすることを活かし、学校生活の合間を縫って何度も相談を繰り返しながら進めてきました。ワークショップの企画から実施日までは、期間も限られていたものの、とにかく「やってみよう」という気持ちから走り出しました。もっと広報に力を入れるべきだったという反省点もありますが、参加者のアンケートや直接会話を交わした中から「充実していた」「楽しかった」などと声をかけていただきました。

一部では高校生が中心に報告を行ったので、二部では、署名活動を経験した大学生OP二人から話をしてもらいました。平和大使を経験し、大学院生のOPからは「ヒバクシャの研究を行っているきっかけが、高校生の時の経験から来ていること」、署名活動OGの大学生が「自分たちが思っている以上に高校生の力はすごい、高校生には武器がある」と高校生だからこそ影響力があるのだと経験談とともに、力強くアドバイスをしてくれました。

続いて、参加者の高校生を複数人のグループに分け、「【戦争】をなくすための9つの方法」というアクティビティを行いました。これは、問題を解決するためのいくつかの方法に、順位付けをして考えを整理するアクティビティです。何が一番重要なのか、自分に何が出来て、何から始めるべきかを考え、他人と比べることによって、色々なものの見方や考え方があることを知ることが出来ます。まず、数分間で自分の考える順位付けをしてもらい、その後グループになって、お互いの考えを話し合いました。

【自分とは全く違う意見を持つ方のお話はとても興味深く、色々な意味でハッとさせられることもありました。今回沢山の方の意見や考えを聞き、改めて自分の平和に対する考えが本当にそれで良いのか考えさせられました。10分、20分という時間では話終わることができないくらい濃いワークショップでした。】

【ワークショップ前半の「戦争を防ぐための9項目の優先順位を考える」作業では、それぞれが個人で考えた後に全員で意見を持ち寄りました。しかし、全員の意見が異なっていたため、「身近なことから優先して並べる」という方針を決めて取り組みました。異なる意見をまとめることは難しく感じましたが、自分とは違った戦争や平和に対する高校生の考えを聞くことができ良かったと思います。】

グループごとに意見をまとめ、なぜその順位付けになったのか、説明をし合いました。その後、順位の一番に置いたものについて、より掘り下げて考えるために、「マインドマップ」を作成しました。「社会相関図づくり」とも表現されることがありますが、中心に順位付けで一番重要だと感じた選択肢を書き記し、そこから思いつく限りの事項を、線を引いてつなげていくというものです。一つ一つ書き出していたのは最初のうちだけで、時間が経つにつれて、いくつもの事項がつながっていき、用意された模造紙いっぱい文字が埋まりました。「議論の時間がもう少し欲しかった」「参加者同士の交流の時間が欲しかった」などのアンケート回答が出るほどに、議論が尽きない様子でした。

【後半のワークショップでは、グループで優先順位が一番高いと考えた『「平和」や「戦争」について身近な人と話す』という項目からマインドマップを制作しました。学校や家庭、SNS、留学先まで様々な対話の場が意見として出され、新しい可能性を考えることができました。】

【直前の打ち合わせでは、「ディスカッションが進まないのではないか」「どうやって議論を助けるか」といったことが話題になっていたのですが、いざ当日を迎えると、不安はいい意味で裏切られました。議論が尽きず、閉会後も交流が生まれている様子に私自身も刺激を受け、今後のモチベーションになったと思います。】

【第二部のワークショップでは、参加者の高校生から、「時間もっと下さい!」「それじゃダメなんだよ!」「意味が分からなくても見せるってことが重要なんだよ!」など白熱した議論が交わされているのを見て本当に嬉しかったです。たくさん課題や発見、刺激を得たのでこれからの活動の糧にして、

活かしていけたらと思います。】

【ワークショップを行ったことで、自分と同じ興味を持った高校生たちと、限られた時間ではありましたが内容の濃い話し合いをすることが出来ました。普段の学校生活では簡単には出来なかったと思うので、貴重な経験となりました。また、普段はこのような話を真剣にできる環境がない上、話せる相手がいなかったのでワークショップはとても良い刺激になりました。】

日程を決め、告知を行い、きちんと参加者が集まるのか、初対面同士で議論は出来るのか、たくさんの方の不安を抱えて始まった企画でしたが、参加者からの「有意義だった」という言葉は、企画をした高校生にとっても、今後も頑張っていきたいと勇気づけられる最高の言葉となりました。今回参加してくれた高校生にとって、このイベントが、核や平和について考え、行動する一つのきっかけとなってくれることを願っています。

そして、高校生1万人署名活動東京支部では、12月18日に行ったワークショップを第1回とし、「継承」をテーマとした第2回ワークショップを2月16日に行いました。参加規模は小さくなりましたが、その分濃い内容のワークショップになったと思います。第2回も二部構成として、一部には平和大使による帰国報告、署名メンバーからの署名活動の案内ののち、実際に御茶ノ水駅前まで移動して一時間程度の署名活動を体験してもらいました。二部では、現在大学院の後期課程に通い「在外被爆者」を研究テーマとしている高校生平和大使 OP の方に講演をしてもらいました。被爆者から「被爆の実相を継承する」という講演内容を深化させ、「継承」することを実践するためにどのような活動が出来、とりくんでいくべき優先順位をどう考えるか、第1回のワークショップで学んだ方法を使い、話し合いを行いました。普段の学校生活とは違った話し合いの場は、貴重なものだと感じていました。

今後も、高校生が「やりたい」と思うこと、「やるべき」と思うことを中心にして、積極的に企画立案し、行動に移していきたいと思っています。

今後とも、皆様のご支援ご協力をお願いいたします。

Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2020.12~2021.3)

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二

筆者が日々 Facebook にアップしている投稿のなかから、子どもの権利をめぐる国際的動向についての主なニュースを紹介していきます（一部、日本国内の動きについても取り上げます）。各項目の末尾に関連の投稿の日付（12月の日付は2020年、それ以外は2021年）を掲載していますので、詳しい情報は各投稿をご参照ください。筆者のアカウント名は Yuji Hirano (yujihirano.arc) です。

[2020年12月]

■世界の子どもの3分の2が自宅でネットに接続できない状況に

ユニセフ（国連児童基金）と国際電気通信連合（ITU）が12月1日に発表した報告書によれば、世界の学齢期の子ども（3～17歳）の約3分の2（13億人）および若者（15～24歳）の63%（7億5,900万人）が自宅でインターネットに接続できず、新型コロナ禍にあってデジタル格差が依然深刻であることが明らかになった。（12月5日投稿）

■ユニセフなど、国連人権機構が子どもの権利に及ぼす影響についての研究報告書を発表

ユニセフと独立シンクタンク「ユニバーサル・ライツ・グループ」は、12月8日、人権条約機関、特別手続（特別報告者など）および普遍的定期審査（UPR）を中心とする国連人権機構が、子どもの権利の実現に関してどのような影響力を発揮してきたのかを検討した報告書を発表。6か国を対象とするケーススタディを踏まえ、国連人権機構は——より幅広い国連システムに補完されながら——人権の国内的享有に明確かつ測定可能な影響を及ぼしてきたとの結論を提示した。これらのプロセスをより効果的なものにしていくた

めには、各人権機構が相互補完的であたがいに強化しあうものであることを認識し、それぞれのプロセスに関与していくことが必要であると指摘している。（5月1日投稿）

■COVID-19と子どもに関する国際的調査の結果が発表される

2020年6月から7月末にかけて実施された国際的オンライン調査「#CovidUnder19」の結果が、12月9日に開催されたウェビナーで発表された。スイスに本部を置く国際NGO「テールデゾム」とクイーンズ大学ベルファスト・子どもの権利センター（北アイルランド）が中心となって実施されたこの調査には、137か国の子ども（8～17歳）2万6,000人以上が参加。COVID-19の悪影響をとくに感じておらず、パンデミック以前よりも状況がよくなったと思っている子どもも少なからず存在する一方、メンタルヘル스에相当の影響が生じている子どももあり、また従来から脆弱な状況に置かれてきた子どもたちは新型コロナ禍の悪影響を受けやすくなっていることなどがわかった。また、「政府はCOVID-19関連の決定を行なう際に子どもたちの声に耳を傾けていない」と思っている子どもは38%で、「耳を傾けている」

と回答した子どもは20%に過ぎないなど、子どもの意見が十分に聴かれていないことも明らかになっている。(12月20日投稿)

■欧州評議会、デジタル環境と子どもの権利に関する政策立案者向けハンドブックを刊行

欧州評議会は、12月10日、『デジタル環境における子どもの権利に関する政策立案者向けハンドブック』を発表。2018年に採択した「デジタル環境における子どもの権利の尊重、保護および充足のためのガイドライン」を踏まえたもの。「教育に対する権利は、現在では、デジタルリテラシーや、デジタル環境で学ぶための機会とリソースに対する権利を含むものである」、「デジタル環境における保護および安全に対する権利は、子どものすべての権利の土台である」など運用上の重要な6つの原則を掲げ、ガイドライン実施のための指針を示している。(2月3日投稿)

■メキシコ、体罰全面禁止法を可決

メキシコ議会(下院)は、12月10日、親などによる子どもの体罰および屈辱的罰を禁止する法改正案を全会一致で可決。父母または子どもの養育等に責任を負うその他の家族構成員は、子どもの矯正またはしつけの手段として体罰または屈辱的な罰を用いることを禁じられる。子どもには、父母または子どもの養育等に責任を負うその他の者ならびに教育・スポーツ・宗教・保健・社会福祉施設の責任者および職員から、体罰または屈辱的な罰の被害を受けることなく、指導、教育、ケアおよび養育を受ける権利があると定められている。なお、連邦制をとるメキシコでは今回の連邦法改正にともなう州

法の改正も必要であることから、国際的にはまだ体罰全面禁止国とは認定されていない。(12月11日投稿)

■国連・子どもの権利委、子どもの安全確保手続を策定

国連・子どもの権利委員会は、委員会の活動への子ども参加を進めていく際に生じる可能性があるさまざまな危害を防止するため、「子どものセーフガーディング(安全確保)手続」を策定した(12月11日公開)。子どもの安全確保のための体制および問題が発生した場合の対応を明確にすることで、子どもに対する危害が生じることの防止およびそのような危害からの子どもの保護をより確実にするために定められたもの。委員会の活動への子ども参加を支援する際には、このような手続の内容を承知し、子どもたちにも知らせておく必要がある。(12月15日投稿)

■ユニセフ、高所得国における子ども・家族支援の強化を提唱

ユニセフ・イノチェンティ研究所は、12月11日、「COVID-19後の家族・子ども支援：高所得国における社会的保護」と題する報告書を発表。先進国ではCOVID-19対策に10.8兆米ドルという大きな額が投じられてきたが、そのうち約9割が企業への援助または企業を通じた経済対策に充てられたと指摘し、子どもとその家族の幅広いニーズを満たすために社会的保護対応を多様化する必要性などを強調した。(12月16日投稿)

■「人権擁護者としての子ども」の権利保障のためのガイドが発刊される

国連・子どもの権利委員会と各国のNGOを結びつける役割などを果たして

いる国際 NGO「チャイルド・ライツ・コネクト」が、12月14日、『人権擁護者である子どもの権利：実施ガイド』を刊行。国連・子どもの権利委員会が2018年に開催した一般的討議（人権擁護者としての子どもの保護およびエンパワーメント）を踏まえ、人権擁護者として行動する子どもたちの権利保障のあり方を提示した。「子どもの最善の利益」を「福祉」または危害からの保護と同視して済ませるのではなく、子どもたちの市民的・政治的権利も考慮しなければならないことなどを強調している。（12月31日投稿）

■ COVID-19 のワクチン接種では教職員も優先されるべきであると国際機関等が指摘

ユネスコ（国連教育科学文化機関）とエデュケーション・インターナショナルの事務局長は、12月14日、学校教職員をワクチンの優先的接種対象に含めるべきであると提言。ユニセフのヘンリエッタ・フォア事務局長も、その翌日の声明で、「最前線にいる医療従事者やリスクの高い人々に対して（接種を）行なったあと、次に教師が優先されるべきだ」「これは、教師をウイルスから守り、直接子どもたちに教えることを可能にし、結果として開校を維持する助けとなる」と表明した。ワクチンの接種が公平に進められるべきことについては、国連・社会権規約委員会（11月27日付）や OHCHR（国連人権高等弁務官事務所、12月17日付）なども声明等を発表している。（12月18日投稿）

■ ユニセフ、東アジアの子どもたちによるソーシャルメディアの利用状況を発表

ユニセフ東アジア・太平洋地域事務所と司法・犯罪防止センター（南アフリカ）は、12月14日、東アジアの子ども・青少年によるソーシャルメディアの利用状況の調査結果を発表した。調査は、カンボジア、インドネシア、マレーシア、タイの4か国で301人の子ども（ストリートチルドレンおよび子どもの難民121人を含む）の参加を得て実施されたもの。これらの国々の子どもたちは携帯通信機器およびソーシャルメディアを広く利用しているが、同時にリスクにも直面しており、子どもたちによる安全なインターネット利用を支える取り組みの必要性が指摘されている。（12月26日投稿）

■ 国連諸機関、COVID-19 後のスポーツに関する報告書を発表

国連経済社会問題局は、12月15日、UN Women（国連女性機関）をはじめとする国連諸機関とともに、『よりよい復興：開発と平和のためのスポーツ』と題する報告書を発表した。COVID-19 禍がスポーツの世界に及ぼしてきた影響を主要な SDGs（持続可能な開発目標）との関係で振り返り、COVID-19 後のスポーツのあり方をあらためて提起しようとするもの。今後の課題として、1) 人権の促進および差別との闘い、2) 参加者の安全確保（セーフガーディング）、3) スポーツ・運動へのインクルーシブなアクセスの確保、4) スポーツにおける健全性（integrity、とくに暴力からの保護などが念頭に置かれている）の確保を挙げた。（12月28日投稿）

■英国の子どもコミッショナー、国連・子どもの権利委員会に共同報告書を提出

英国を構成する4法域（イングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランド）の子どもコミッショナーは、英国における子どもの権利の保障状況に関する共同報告書を国連・子どもの権利委員会に提出した（12月18日発表）。委員会が定めた定期報告書ガイドラインの構成に沿って、とくに重要な30項目の問題を取り上げたもの。新型コロナ関連の報告も共同報告書の付属文書として提出されており、そこではとくに教育、不安定な食料状況、到達可能な最高水準の健康（メンタルヘルスを含む）などの問題について詳しい記述が行なわれている。また、共同報告書については、各コミッショナーが活動の過程で接してきた子ども・若者の声も盛りこんだ子ども・若者版も作成されている。委員会は、これらの情報も踏まえ、2021年2月に英国政府に対する事前質問事項を作成した。本審査は当初2022年9月に予定されていたが、COVID-19禍の影響のため未定。（1月13日・2月2日投稿）

■ユニセフ、子どもの性的虐待・搾取対策のあり方を検証した報告書を発表

ユニセフは、2020年12月23日ごろ、「子どもの性的虐待・搾取を終わらせるための行動：エビデンスの検討2020」と題する報告書を発表した。▽世界の子どもの8人に1人（12.7%）が18歳になるまでに性的虐待を受けた経験があること、▽性的虐待の加害者は子どもが知っている相手であることがもっとも多いこと、▽子どもの

性的虐待・搾取はあらゆる場面で発生していることなどを指摘したうえで、子どもに対する暴力根絶のための「INSPIRE戦略」と女性に対する暴力防止のための「RESPECT枠組み」などを踏まえ、1) 効果的対応を可能とする国内環境の整備、2) サービス提供のあり方の改善、3) 社会上・行動上の変革の必要性などを提起。取り組みを進めていくにあたって子ども・若者の参加を得ることの重要性も随所で強調されている。（1月21日投稿）

■国連・自由権規約委、子どもの国籍取得をめぐるオランダの規約違反を認定

自由権規約（市民的および政治的権利に関する国際規約）の監視機関である国連・自由権規約委員会は、個人通報制度に基づいて行なった決定で子どもの国籍取得権（規約24条3項）に関わる問題を初めて取り上げ、オランダの規約違反を認定した（12月28日公表）。

申立人は2010年にユトレヒトで生まれた少年。中国出身の母親は息子の中国籍を証明することができず、一方で息子がいかなる国の国籍も取得していないことを証明する確定的証拠も提示できなかったことから、少年はオランダによる国際保護を得るために必要な「無国籍」認定を受けることができず、「国籍不詳」とされたまま、庇護申請を棄却された外国人用の施設に母親とともに収容されていた。自由権規約委員会は、国連・子どもの権利委員会やUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の見解も参照してオランダの規約違反を認定し、無国籍者としての登録およびオランダ国籍の付与の検討などを促した。（12月30日投稿）

【2021年1月】

■英国の団体、COVID-19に関する教材を刊行

英国に本部を置く国際NGO「オックスファム」は、1月4日、COVID-19について子どもたち（9～14歳）が学ぶことを支援するための教材を刊行。COVID-19に関する思いや気持ちを話し合うこと、自分が見つけたCOVID-19関連の情報を批判的に分析できることなどを狙いとして、4つのアクティビティを紹介している。（1月6日投稿）

■韓国が親権者による体罰を全面禁止

韓国の国会は、「親権者は子を保護または教養するために必要な懲戒を行なうことができ、裁判所の許可を得て、感化または矯正機関に委託することができる」という民法915条の規定を削除する法改正案を可決した（1月8日）。法務部（法務省）による法改正案が2020年10月中旬に提出されて以降、議論がまとまらずに継続審議とされていたものの、生後16か月の子どもが養父母の虐待により死亡した「ジョインちゃん事件」が1月2日にテレビで報じられると、急転直下、法案の可決に至ったもの。これにより韓国は、日本、セーシェル、ギニアに続いて世界で62番目の体罰全面禁止国となった。（1月8日投稿）

■ドイツ連立与党が子どもの権利保障のための憲法改正で合意

ドイツ連立政権を構成するSPD（社会民主党）とCDU/CSU（ドイツキリスト教民主同盟／キリスト教社会同盟）は、1月12日夜に開かれた作業部会で、婚姻・家族・親子関係等につい

て定めた基本法（憲法）6条に次の規定を追加することで合意した。

「子どもの憲法上の権利（独立した人格へと発達する権利を含む）は、尊重されかつ保護されなければならない。子どもの最善の利益が正当に考慮されなければならない。意見を聴かれる子どもの憲法上の権利は擁護されなければならない。親の第一次的責任には、依然として影響は生じない」

ただし、基本法改正には連邦議会と連邦参議院でそれぞれ3分の2以上の賛成票が必要であり、改正が可決されるかどうかは、現時点では何とも言えない。（1月15日投稿）

■体罰が子どもに及ぼす影響についての新たな研究結果が発表される

英国で2000～01年に生まれた子どもも9千人弱を対象として行なわれた、体罰が子どもに及ぼす影響についての新たな研究結果が発表された（1月13日）。体罰や厳しい子育ては、とくに▼問題の外在化（他の子どもとの喧嘩、嘘・ごまかし、過活動など）や▼向社会的行動の低下につながる事が多いという結果が明らかになり、研究担当者は、スコットランドやウェールズと同様にイングランドでも体罰を全面禁止することが望ましいとコメント。（1月16日投稿）

■国連・子どもの権利委の第86会期が始まる

1月18日、国連・子どもの権利委員会の第86会期が始まった（2月5日終了予定）。会合はオンラインで開催され、締約国報告書の審査は行なわれない。OHCHRからは、子どもを対象とする有害な製品のマーケティングに関するオンライン専門家ミーティング

を、WHO およびユニセフと合同で今年前半に開催したいと考えている旨の報告があった。(1月19日投稿)

■欧州評議会、専門家向けの子ども参加ハンドブックを発表

欧州評議会は、「18歳未満の子ども・若者の参加」に関する閣僚委員会勧告(2012年)の実施に関して専門家を支援するための『耳を傾けるー行動するー変革する：欧州評議会子ども参加ハンドブック——子どものために／子どもとともに働く専門家のために』を刊行した(1月21日公式発表)。▽子ども参加の理論と実践に関する基礎知識を提示したうえで、▽参加型の組織・環境の発展、▽個々の子どもの参加支援、▽集団的参加の進め方などについて詳細に解説するもの。ほとんどの項目に事例やチェックリストも掲載されており、たとえば「子どもにやさしい参加型の教室」と題したチェックリストには、「生徒と教員が、国連・子どもの権利条約に掲げられた権利の言葉で表現された行動規範、約束事または憲章について交渉・合意する」「何が学びの役に立っているか、何が一番楽しいか、何が学習を妨げているかについて生徒が教員にフィードバックする機会が、日常的に存在する」などの項目が掲げられている。(1月22日投稿)

■英国、「子どもの性的虐待への対処戦略」を策定

英国政府(内務省)は、1月22日、全90ページからなる詳細な政策文書「子どもの性的虐待への対処戦略」を発表。1)あらゆる形態の子どもの性的虐待に対処し、犯罪者を処罰すること、2)犯行・再犯を防止すること、3)子ども・若者の保護と安全確保を図り、

すべての被害者・サバイバーを支援することを目的とし、4つのP(Pursue 追求する／Prepare 備える／Protect 保護する／Prevent 防止する)で表された行動をとることにより、「英国および国外の子どもたちを保護する」ことをめざすとした。▽児童買春・児童ポルノなどの性的搾取だけではなく、あらゆる形態の性的虐待に網羅的に対処しようとしていること、▽国内のみならず国外の子どもの保護も政策目的に掲げていることなどが特徴。(5月8日投稿)

■国連人権専門家、障害者の「医学的幫助死」容認に警鐘を鳴らす

国連人権理事会から任命された3人の人権専門家が1月25日に声明を発表し、もっぱら障害または能力低下状態を理由とする医学的幫助死(medically assisted dying)を法的に認める傾向が強まっていることに警鐘を鳴らした。懸念を表明したのは、障害のある人の権利に関する特別報告者、極度の貧困と人権に関する特別報告者、高齢者によるすべての人権の享有に関する独立専門家の3人。「障害が、誰かの生命を直接・間接に終わらせるための根拠または正当化事由にされることがあってはなりません」などと指摘するとともに、障害者の権利に影響を及ぼす法律・政策・規則を起草する際にあらゆる年齢・背景の障害者の声を聴くことの重要性を強調した。(1月27日投稿)

■中国で親による体罰が禁止される可能性

英字紙の『サウスチャイナ・モーニングポスト』紙は、1月26日、中国で親による体罰を禁止する法律が可決さ

れる見込みと報じた。全人代（全国人民代表大会）常務委員会の承認待ちとなっている「家庭教育法」案に、子どもを「教育」するために身体的または心理的暴力を用いることを禁ずる規定が盛り込まれているという。中国では、学校等における体罰の禁止は未成年者保護法（1991年制定／2006年改正）で再確認されており、2005年にはドメスティックバイオレンス対策法も制定されたが、親による体罰を明示的に禁止する法律の規定はこれまでなかった。（1月28日投稿）

■国際 NGO、意見を聴かれる子どもの権利に関する報告書を発表

子ども関連の6つの国際 NGO で構成される「ジョイニング・フォース」は、1月27日、「意見を聴かれる子どもたちの権利：私たちは声をあげています。あなたたちは聴いていますか？」と題する報告書を発表した。国連・子どもの権利条約の採択から30年の間に、意見を聴かれる子どもの権利の保障に関しては相当の進展があったとしつつ、依然として課題が残っていることを指摘。「子どもを権利の保有者として全面的に認めて支援するとともに、安全で意味のある子ども参加を可能にするための制度をあらゆるレベルで強化すること」、「子どもたちの幅広い協議を要求する法律および政策を策定・採択・実施すること」などの取り組みを、各国政府および政府以外の機関・主体（多国間機関、市民社会組織、民間セクター、ドナーなど）に対して呼びかけた。（2月15日投稿）

■ユネスコ、「就学前教育に対する権利」に関する国際調査の結果を発表

ユネスコは、1月28日、就学前教育

の法的位置づけを調査した報告書『就学前教育に対する権利：国際調査』を発表。調査対象の193か国中、無償の就学前教育を導入した国は63か国、義務的就学前教育を導入した国は51か国に留まること（就学前教育を無償かつ義務的なものとしている国は46か国）を明らかにした。無償の義務的就学前教育を導入している国は、ラテンアメリカ・カリブ海諸国で18か国、ヨーロッパ・北米諸国で10か国、東欧・中欧諸国で9か国、アジア・太平洋諸国で5か国、アフリカで4か国。義務的就学前教育の年限は1年（29か国）がもっとも多く、2年（13か国）または3年以上（9か国）としている国はそれほど多くないこともわかった。（4月14日投稿）

【2021年2月】

■国連・子どもの権利委、第86会期を終了

オンラインで開催されていた国連・子どもの権利委員会の第86会期が、本来の予定よりも1日早く、2月4日に終了した。「デジタル環境との関連における子どもの権利」についての一般的意見25号を採択したほか、2020年から延期されていた「代替的養護の状況にある子ども・青少年の権利」についての一般的討議を2021年9月16～17日に開催することも決定した。個人通報の審査に関しては、13件の決定が採択され、うちフィンランド、デンマーク、スペインを相手どった申立て4件で条約違反が認定されている。このほかフランスを相手どった通報1件が受理可能と認められて本案審査に進むことになった一方、7件について審査打ち切りが決定された。さら

に、通報手続に関する選択議定書第 13 条に基づく調査（重大なまたは組織的な侵害の調査手続）3 件について議論が行なわれている。フィンランドの条約違反が認定された事案では、レズビアン・カップルの子どもの庇護をめぐる動向の対応が問題となった。申立人は、2010 年 6 月にロシア連邦で生まれた男の子（申立て当時 8 歳）。生みの母およびそのパートナーである女性とともに 2015 年までロシアで暮らしていたが、レズビアン・カップルに育てられていることが知られるようになるにつれて幼稚園でいやがらせやいじめを受けるようになり、5 歳のときにフィンランドに移住した。カップルは、性的指向による迫害・差別のおそれを理由としてフィンランドに庇護および人道的在留許可を申請したものの棄却され、ロシアへの自主帰国を余儀なくされたため、フィンランド当局が子どもの最善の利益を十分に考慮しなかったことなどを理由として、委員会への申立てを行なったもの。委員会は、ロシアに送還された場合に申立人が直面する深刻な権利侵害の現実のリスクを適正に考慮しなかったことなどを理由として、フィンランドによる、条約第 3 条（子どもの最善の利益）、第 19 条（暴力・虐待等からの保護）および第 22 条（難民である子ども）違反を認定した。（2 月 5 日・4 月 6 日投稿）

■森喜朗・オリパラ組織委員長（当時）の性差別発言に国連・女性差別撤廃委が関心

東京五輪・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗会長（当時）が「女性がたくさん入っている理事会の会議は時間がかかる」「私どもの組織委員会に女性は（中略）7 人くらいおりますが、

みなさん、わきまえておられて」などと性差別的発言を行なったことについて、国連・女性差別撤廃委員会も関心を示していることがわかった（2 月 5 日報道）。同委員会の委員を務める秋月弘子教授（亜細亜大）が、担当委員から照会があったことを明らかにした。委員会が作成した日本に対する事前質問事項では「家父長制的態度および深く根差したステレオタイプと闘うためにとられた措置」や「締約国において意思決定に女性が参加することの重要性および女性のエンパワーメントを図る必要性に関する意識を高めるためのキャンペーンその他の努力」などについても質問されており、本審査でも問題にされる可能性が高い。本審査の日程は、現段階では未定。（2 月 6 日投稿）

■民法の懲戒権規定に関する見直し案がまとまる

法制審議会の民法（親子法制）部会は、2 月 9 日、民法の懲戒権規定（822 条）や嫡出推定規定（772 条）の見直しに関する中間試案をまとめ、2 月末からパブリックコメントを開始した。懲戒権規定については、▽甲案（民法 822 条を削除）、▽乙案（「親権を行う者は、その子に対し、第 820 条の規定による監護及び教育のために必要な指示及び指導をすることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と改正する）、▽丙案（「親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育を行うに際し、体罰を加えてはならない」と改正する）の 3 案が提示されている。早ければ 2022 年の通常国会に改正案が提出される見込み。（2 月 9 日・26 日投稿）

■スリランカ最高裁、子どもに対する体罰を違憲と判断

スリランカ最高裁判所は、2月12日、学校における体罰は憲法違反であるとする判決を言い渡した。2017年3月に子ども（当時15歳）とその親によって申し立てられた憲法請願に関する判決。申立人の子どもは教員から平手打ちを受けたために永続的な聴覚障害を有するようになり、教員の対応はスリランカ憲法第11条（拷問および残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いはまたは処罰）に違反するものと訴えていた。最高裁は、国連・子どもの権利条約の諸規定や国連・子どもの権利委員会の見解も参照しながら、「子どもの固有の尊厳を無視して身体的または精神的処罰を加える慣行は、非人道的なまたは品位を傷つける処罰に相当する」として、教員による体罰の違憲性を認めて損害賠償を命じた。ただし、今回の判決をもって学校における体罰が違法化されたと判断することはできず、法改正が速やかに進められる見込みも薄いとされる。なお、スリランカの学校における体罰に関しては国連・自由権規約委員会に対して個人通報が行なわれており、審査が進められている。（4月30日投稿）

■「学生支援緊急給付金」の外国人学生差別について国連人権専門家が日本政府に共同書簡を送付

文部科学省が昨年導入した「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について、国連人権専門家が2月19日付で日本政府に共同書簡を送付。▽外国人留学生についてのみ「成績上位」の追加的要件が課されていること、▽朝鮮大学校など、「一条校」（学校教育

法第1条）および日本語教育機関以外の学校で学ぶ者が支援対象から外されていることなどについて、社会権規約（経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約）や人種差別撤廃条約に違反する可能性を指摘した。共同書簡に名を連ねたのは、▽現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連の不寛容に関する特別報告者、▽教育に対する権利に関する特別報告者、▽移住者の人権に関する特別報告者、▽マイノリティ問題に関する特別報告者の4人。日本政府は4月19日付で回答を提出し、これらの指摘は当たらないと反論した。（4月21日投稿）

■欧州諸国における子ども参加の現状と課題についての報告書、発表される

欧州連合（EU）の政策執行機関である欧州委員会の委嘱を受けて民間団体が実施した調査の最終報告書『EUの政治的・民主的生活への子ども参加に関する研究』が、2月22日に発表された。国際社会・欧州レベルでの子ども参加に加え、国レベル（28か国）・地域レベル（10か国）での子ども参加についても検討したもの。

報告書によれば、子ども（若者）評議会が27か国で、子ども（若者）議会が13か国で設置されるなど、形式的にはしくみの整備がある程度進んでいるものの、子どもたちの声が実際に政策等に影響を与えたかどうかの検証は十分に行なわれていない。また、政府が子ども・若者に関する意思決定を行なう際に当事者と協議しなければならないと法律で定められている国はベルギー、ルクセンブルク、スロベニア、スペイン（カタルーニャ）、英国（スコットランド）などわずかにすぎず、ほとんどの国では、子どもたちの意見は勸

告以上のものではないと考えられている。参加する子どもを男女別に見るとおおむね平等が達成されているものの、年齢で見ると12歳以上の子どもが圧倒的であり、低年齢の子どもの参加をどのように保障するかが課題として浮かび上がった。また、不利な立場に置かれた子どもを国レベルの評議会等を含めなければならないという規則を設けている国も4か国にすぎず、このような子どもたちの参加をどのように保障していくかも課題である。

これらの知見を踏まえ、報告書は、▽子ども・大人を対象とする情報および訓練の提供、▽参加のための安全な空間づくり（デジタルツール／プラットフォームを含む）、▽政府の決定に子どもたちが参加できるようにするための国内法・計画の策定、▽子ども主導のイニシアティブの支援など、いっそうの取り組みの必要性を指摘している。（3月5日投稿）

■ヨーロッパの子どもたちが考える自分たちの権利と未来

欧州委員会の呼びかけを受けて5つの子どもの権利団体が実施した調査の報告書『私たちのヨーロッパ、私たちの権利、私たちの未来』が発表された（2月23日）。「EU子どもの権利戦略」と「欧州子ども保障」制度（いずれも3月下旬に発表・提案された）の参考とする目的で、11～17歳の子ども1万人以上を対象として実施されたもの。▽EUの子どもたちの5人に1人が不幸や将来への不安を感じながら成長していること、▽大多数の子どもは学校生活を変えたいと考えており、回答者の62%が宿題を減らしたい、57%がもっと面白い授業を受けたいと考えていることなどが明らかになった。（2月23日投稿）

■パキスタンが首都圏で学校・施設等における子どもの体罰を禁止へ

パキスタン国民議会（下院）は、2月23日、イスラマバード首都圏体罰禁止法案を可決。「子どもは、その人格および個性に対して敬意を表される権利を有し、体罰または他のいかなる屈辱的なもしくは品位を傷つける取扱いの対象とされない」と宣言したうえで、職場・教育施設・養護施設等における子ども（18歳未満）の体罰を禁止。上院で可決されれば成立する。1年前の2020年2月13日、イスラマバード高等裁判所は、子ども（12歳未満）に対する体罰を認めたパキスタン刑法89条の効力をイスラマバード首都圏において一時停止する旨の命令を言い渡していた。地域限定の法律ではあるが、将来的に全国適用される可能性もある。（4月29日投稿）

■フィンランド、子どもの権利実現のための「国家子ども戦略」を策定

フィンランド政府は、2月23日、「子どもの権利が尊重される、本当の意味で子ども・家族にやさしいフィンランドをつくる」ことなどを理念とする「国家子ども戦略」を発表した。国連・子どもの権利条約に基づく同国の義務の充足を意図したもので、「すべての子どもたちのためのフィンランド」「豊かに成長する、力のある子どもたち」「社会に参加する存在としての子どもたち」などの章から構成されている。同戦略の作成過程ではオンラインで子どもたちからの意見も募集され、今後の実施においても子ども参加の取り組みが進められていく予定。（4月19日投稿）

■子ども・若者に対する生理用品の無償提供が広がる

フランス政府は、2月23日、9月までにすべての学生に生理用品を無償で提供する方針を発表した。同様の動きは各国で広がりつつあり、英国ではすでにスコットランド（2018年9月決定）、ウェールズ（2019年4月決定）、イングランド（2020年1月実施）で、学校を通じて生理用品を無償で入手できるようになっている。ニュージーランドでも2020年6月に同様の決定が行なわれ、2021年6月から本格実施される予定である。韓国でも、京畿道政府が、満11歳から18歳までのすべての女子に生理用品の購入費用を支援する政策を導入すると2020年9月に発表した。（3月3日投稿）

【2021年3月】

■ニュージーランドの子どもの権利機関、COVID-19と子どもの権利に関する報告書を発表

ニュージーランド子どもコミッショナー事務所が主宰する「子ども条約モニタリンググループ」は、3月7日、『状況を是正する：COVID-19対応における子どもの権利』と題する報告書を発表。「子ども・若者ウェルビーイング戦略」（2019年8月）に掲げられた6つの成果指標に照らしてこの間の状況を検討し、政府機関等に対して計31項目の勧告を行なった。子どもコミッショナー事務所は、2020年3月～5月にかけて7週間続いたロックダウンの期間中に子どもたちが感じたこと・考えたことをまとめた報告書『ロックダウン下の生活』（2020年11月）に発表し、「子どもたちの意見を聴き、

検討し、政府のCOVID-19対応に組みこんでいくことは、政策の改善と、すべての人にとっての成果の向上につながりうる」などと指摘している。（3月13日投稿）

■ILO雇用・職業差別条約の批准を経済界も要望

ILO（国際労働機関）が1958年に採択した「雇用・職業についての差別待遇に関する条約」（ILO第111号条約）について、経済界からの要望もあって国会などが批准に向けて動き始めたと報じられた（日本経済新聞「差別撤廃条約、批准に動き 経済界も要望」3月9日配信）。東京五輪・パラリンピック組織委員会の森喜朗・前会長による女性蔑視発言の影響があるという。同条約は、4分野・8条約から構成されるILO中核的労働基準のひとつ。（3月10日投稿）

■国連人権専門家、福島原発事故被災者の人権を守るための努力を強化するよう日本政府に要請

東日本大震災・福島原発事故発生から10年を迎え、複数の国連人権専門家が、福島原発事故被災者の人権を守るための努力を強化するよう日本政府に求める声明を発表した（3月11日）。声明に名を連ねたのは、それぞれ▽有害物質および廃棄物の環境的に適切な管理および廃棄が人権に及ぼす影響、▽食料に対する権利、▽国内避難民の人権、▽到達可能な最高水準の身体的・精神的健康に対するすべての人の権利、▽安全な飲料水および衛生に対する人権を担当する5人の特別報告者。声明では、日本政府がこれまで行ってきた努力を認識しつつ、国際人権基準にしたがったさらなる努力が必要で

あるとして、とくに(1)福島第一原発で発生している汚染水の処理の問題と(2)自主避難者を含む避難者の問題に言及し、▽安全上のリスクおよび曝露(とくに子どもおよび脆弱な状況に置かれているその他の人々の放射線への曝露)を防止するための継続的義務を果たすこと、▽関連の意思決定における透明性と公衆の参加を確保することなどを促している。(3月12日投稿)

■スコットランドで子どもの権利条約編入法が可決される

3月16日、スコットランド議会(英国)で審議されていた「国連・子どもの権利条約(編入)(スコットランド)法案」が全会一致で可決された。子どもの権利条約を国内法化する法律で、▽条約上の要件と両立する形で行動する公的機関の義務、▽子どもの権利計画の策定、▽「子どもの権利・ウェルビーイング影響評価」の実施などについて定めている。国王の裁可を得てから6か月後に施行される予定。3月12日には、他の4つの国連人権条約(社会権規約・女性差別撤廃条約・人種差別撤廃条約・障害者権利条約)をスコットランド法に編入するための法案も新たに提出されている。(3月17日投稿)

■自民党有志、「こども庁」創設に向けた提言を発表

自民党有志で構成される「Children First の子ども行政のあり方勉強会」は、3月19日、「こども庁」創設に向けた緊急提言をとりまとめた。子どもに関わるさまざまな問題について一元的に対応する「こども庁」を設置し、縦割りの弊害を克服してチルドレン・ファーストの行政を実現しようというもの。子どもの権利関連団体からは、

子どもの権利を総合的に定めた「子ども基本法」および子どもオンブズパーソン／コミッショナーのような独立機関とあわせて検討していく必要があるとの意見が出されている。(1月31日・2月11日・4月2日・17日投稿)

■アルゼンチン、移住者の退去強制を容易にしていた政令を廃止

アルゼンチンは、3月4日、適正手続を経ることなく移住者を迅速に追放することを可能にしていた政令70/2017を廃止した(3月24日発表)。同政令は、家族統合に対する権利、子どもの最善の利益の原則、ノンルフールマン原則(迫害、拷問その他の重大な人権侵害が行なわれる可能性の高い領域に外国人を送還することの禁止)などの侵害・違反であるとして、国連人権条約機関から強く批判されていたもの。移住労働者権利委員会、子どもの権利委員会および拷問禁止委員会、3月24日付のプレスリリースでこの決定を歓迎・称賛した。この政令に代わって新たに発布された政令では、旧政令を廃止する根拠の一環として、3つの国連人権条約機関から行なわれた勧告が引用されているという。(4月12日投稿)

■EU、「子どもの権利戦略」を策定

EU(欧州連合)・欧州委員会は、3月24日、「EU子どもの権利戦略」を採択した。1)子ども参加、2)社会への包摂、3)被害を受けずに安全でいられる、4)子どもにやさしい司法、5)デジタルワールド、6)世界中の子どもたちを助けるの6分野を柱に位置づけ、EU内外の子どもの権利を増進しようとするもの。社会への包摂との関連では、(a)子どもの貧困と闘い、機会

均等を促進する、(b) 保健ケアに対する権利をすべての子どものために確保する、(c) 包摂的かつ良質な教育を構築するの3つが具体的目標に掲げられている。

この戦略自体、11～17歳の子ども1万人以上の声を踏まえながら策定されたもので（子どもたちの意見の調査結果は2月23日に発表された）、欧州委員会は、地方・国・EUの各レベルにおける包摂的かつ体系的な子ども参加を促進していくため、「EU子ども参加プラットフォーム」の設置をはじめとする取り組みを進めていく予定。EU加盟国に対しても、▽欧州評議会の「子ども参加アセスメントツール」（2016年3月）も活用しながら子ども参加のためのしくみの新設・強化を図ること、▽学校の日常生活および意思決定に児童生徒の関与を得るために学校が行なっている努力を支援することなどの対応を促している。（5月3日投稿）

■ EU 欧州委員会、「欧州子ども保障」制度の創設を提言

EU・欧州委員会は、「EU子どもの権利戦略」を発表した3月24日、「欧州子ども保障」制度の創設もあわせて提言した。困窮している子ども（貧困または社会的排除のおそれに直面している18歳未満の者）を対象として一連の主要なサービスへのアクセスを保障することにより、貧困や社会的排除の世代間連鎖を打破し、機会均等を促進しようとするもの。

制度が正式に創設されれば、EU加盟国は、(1) 乳幼児期の教育・ケア、(2) 教育および学校を基盤とする活動、(3) 少なくとも1日1回の健康的な食事（学校がある日）、(4) 保健ケアという4つのサービスについては、困窮

する子どもが無償でかつ効果的にアクセスできるようにすること、(5) 健康的な栄養および(6) 十分な住居については、無償であることは必ずしも要求されない者の、効果的にアクセスできるようにすることが求められる。困窮している子どもへの対応策を検討するにあたっては、(a) ホームレスの子どもまたは重度の居住剥奪状況を経験している子ども、(b) 障害のある子ども、(c) 移住者の背景を有する子ども、(d) 人種的・民族的マイノリティ（とくにロマ）の背景を有する子ども、(e) 代替的養護（とくに施設養護）を受けている子ども、(f) 家庭状況が不安定な子どもの具体的なニーズを考慮に入れなければならないとされる。（5月4日投稿）

■ 東京都議会、「こども基本条例」を全会一致で可決

東京都議会は、3月26日、「東京都こども基本条例」を全会一致で可決した。4月1日から施行される。前文と全17条から構成され、「こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備」していくことを基本理念とする（3条）。子どもの意見表明と施策への反映（10条）や子どもの参加の促進（11条）についても定められており、11条では「学校」での参加についてもとくに言及された。附則では、施行後3年を経た後に条例を見直すものとし、その際は「こどもの意見を反映させるため、こどもの意見を聴く機会を設けるものとする」とされている。（3月23日投稿）

■日本で体罰を容認する大人が約6割から約4割に減少

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが3月26日に発表した調査結果によれば、体罰を容認する大人の割合は、約6割（2017年）から約4割に減少していることがわかった。一方、依然として体罰を容認する大人も4割近く存在し、「お尻をたたく」「手の甲をたたく」などの行為についてはほぼ半数が依然として容認している。子どもを対象としたアンケートでも、体罰等に相当するいずれの行為も容認する子どもが一定数おり、かつ年齢が上がるにつれて容認度が高まる結果が出た。

また、体罰禁止規定の施行（2020年4月1日）から約1年の間に体罰容認から体罰否定に転じた回答者にその理由を尋ねたところ、「虐待などのニュースを見聞きしたから」「体罰等が子どもに与える影響を知ったから」という理由が5割以上でもっとも多く、「法律で体罰が禁止されたから」という理由をあげた回答者は2割弱に留まっている。ただし、法改正にともなって報道のあり方が変わったことなどによる影響も否定できないと思われる。（3月26日投稿）

■米国・国務省人権報告書で日本のスポーツ界の体罰についても取り上げられる

米国・国務省が毎年刊行している人権報告書の2020年版が3月30日に発表された。子どもの権利との関連では、例年、児童虐待（教員による子どもの性的虐待を含む）および子どもの性的搾取の問題に焦点が当てられており、今回も同様である。2020年版報告書では子どもに対する虐待・暴力につ

いての記述がさらに増え、新たにスポーツにおける体罰の問題も（日本語の taibatsu という言葉も用いながら）取り上げられている。とくにヒューマン・ライツ・ウォッチが2020年6月に発表した報告書を踏まえたもの。教員による性暴力との関係では、全国学校ハラスメント被害者連絡会が2020年9月に文部科学省に提出した署名（子どもに対するわいせつ行為等を理由に免職とされた教員に対し、教員免許を再発行できなくする法改正を求めるもの）にも言及されている。（4月4日投稿）

■名古屋地裁、子どもの権利条約も踏まえて不動産会社の日照配慮義務を認定

名古屋教会幼稚園（名古屋市中区）の隣に立てられた高層マンションによって日照がさえぎられたことをめぐり、園を運営する日本基督教団名古屋教会および同園に通っていた園児らが不動産会社を訴えていた裁判（「おひさまを守る会」裁判）で、名古屋地裁は原告側の主張を一部認め、会社側に259万円の損害賠償金の支払いを命じた（3月30日；中日新聞「幼稚園隣マンション『日照配慮怠る』259万円支払い業者に命令 名地裁判決」3月31日配信）。子どもの権利条約や児童福祉法の趣旨に触れたうえで「園児らは適切な環境の下で保育を受ける権利があり、日照阻害の判断に際しても考慮するべきだ」とし、不動産会社は「日照に配慮すべき義務を十分に尽くすことを怠った」などと認定したもの。子どもの権利条約の規定も踏まえてこのような司法判断が行なわれることは珍しい。（4月3日投稿）

Event Information

子どもの人権連 第36回 総会・学習会

◆日時 2021年9月10日(金) 15:45~17:30 (予定)

◆会場 日本教育会館 9階 「平安」

(東京都千代田区一ツ橋2-6-2/神保町駅A1出口より約200m)

※新型コロナウイルス感染症の状況によりWeb開催となることもあります

◆参加費 無料

●総会

●学習会 ※総会終了後開始

◆「子どもへの(性)暴力(仮)」

虐待、体罰等子どもへの(性)暴力が深刻化する中、法整備の動きもあります。子どもの権利が守られるために何が必要かをみんなで考える場としましょう。





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふおめーしょん／子どもの人権連／NO.168

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2021年7月13日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／00180-8-18438 (子どもの人権連)

年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円